

三瀬農業における

地価形成について

磯辺俊彦

一、はじめに

農地改革も一段落した昭和二五年以降、地価統制の事実上の解除とともに地価は売買件数の増大に裏付けられて騰勢一途をたどつた。昭和二七年以降とくにそうである。当面、問題にしようとしている筑後・佐賀平坦部においても事情は同様であつて、この地帯の地価が全国的にみても高位の——おそらく平坦部としては最高位の部類の——水準にあることからまず問題は出発する（第1表、第2表）。何故の高位か、それは当地帯の農業にどう作用しているかの点である。

第1図は昭和三〇年二月の臨時農業センサスの抽出集落調査

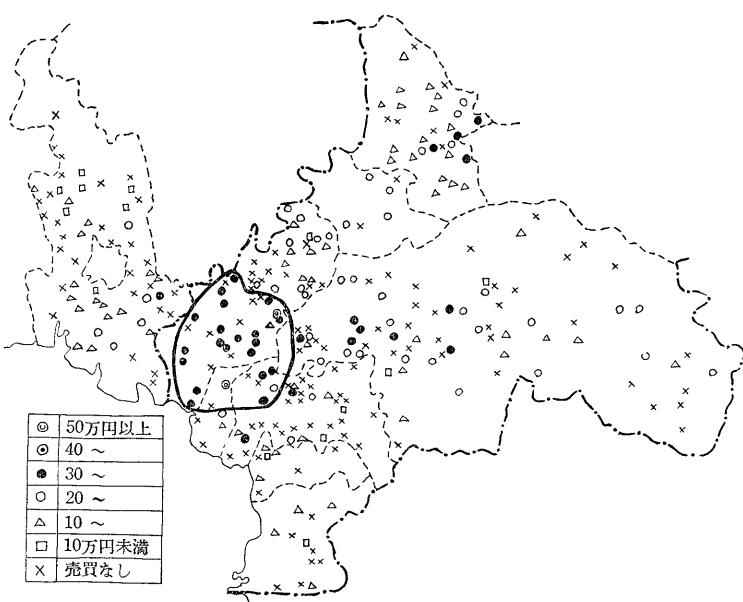
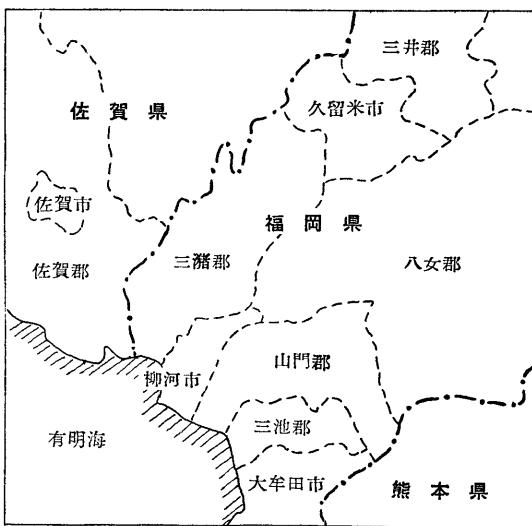
『ノート』 三瀬農業における地価形成について

第1表 平坦地帯の水田
価格（昭和31年）

県	別	地 価	調査市町村数
1.	佐賀	250	1
2.	愛媛	250	4
3.	福島	234	8
4.	香川	230	23
5.	長野	186	18
6.	福井	186	12
7.	徳島	180	16
8.	新潟	179	29
9.	岐阜	175	13
10.	長崎	168	4

反当価格。中田。自作地売買。
全国農業会議所『田畠売買価格
と小作料調査』（昭和31年度）
より作成。

結果にもとづいて、筑後・佐賀平坦部における各集落の水田地価水準の分布を図示した。同じく平坦部＝水田地帯に属しながら、いかにも激しい地価格差のあることが理解されよう。しかし、大別すれば図に区画したように、反当三〇万円の線を境に二分することができる。三〇万円以上に区分されるのは、いわゆる三瀬農業地帯であつて、本稿の主たる対象もここにおく。臨時農業センサス（昭和三〇年二月）では三瀬農業地帯とその他の平坦部との間に約一〇万円の地価格差を認めうるが、最近ではこれが前者五〇万円にたいして後者は三〇万円とみるのが妥当な水準のようである。以下に主としてこの水準としての地価（中田価格）形成を問題にして、いこう。



第1図 普通水田の反当売買価格水準（昭和30年2月）

昭和30年臨時農業基本調査の農業集落調査結果により
各抽出集落の水田地価水準を示す

第2表 水田自作地売買価格
(佐賀・筑後平坦部)

	佐賀平坦	筑後平坦
昭和26年	円 (東与賀村) 33,717	
27	(祇川村) 80,240	
28	(境野村) 110,000	
29	(境野村) 146,263	
30	(新北村) 234,091	(青木村) 290,400
31		(江上村) 347,933

伊東勇夫『農地改革後的小作料と地価の研究』

23頁。

同氏「改革後における地価・小作料の実存形態」
(『経済評論』32年5月号所収)

というときには、主として三潴郡南部を指している。区分の指標には、水利系統の差をあげるが、その主要な特徴は、さしあたり並木正吉氏の論稿「三潴水田地帯の農業」(総研九州支所編『福岡県の農業』、一九五四)を参照されたい。ところで、一概に高地価水準といつても、それが何を基準にして形成されているかによつて、それがもつたみは異らざるを得ない。資本制生産を前提とすれば、地価は地代の資本化されたものとして現象するが、これは土地が地代を生みだす一つの擬制資本として資本関係に順応した結果に他ならない。

1 資本財の現在価値を P 、割引率を r 、 n 年後の当資本財の価格を A_n とすれば、一般に $A_n = P(1+r)^n$ が成立する。年々の収益を i とすれば、 $A = P + i$ であるから、 $n = 1$ として右の式から $P = \frac{i}{r}$ がこの資本財の収益価格であることになる。土地も地代を生む資本として右の式の適用をうけるわけである。

この臨時センサスでは主として各集落の水準として地価を聞いているので、売買件数が殆どないときには「売買なし」としてあらわれ、特殊的な事例は、打消されることになる。これにたいして、さきの第1表の農業会議所調査では、見込価格に入る可能性があり、水準としての地域比較には注意を要する。

なお、第1図からも理解されるように、本稿で「三潴農業」

もちろん、右の原則的理説は、資本制生産を前提とするかぎりでも、幾多の修正を受けるであろう。地代は一定の借地期間の存在によつて固定化されるし、また、その時々の市場利子率が存在するといつても——それは貨幣資本の需給によって決定される——その資本のもつ確実度によつて、その割引率は現実に異つてゐる、その中で地代が利子と見做される土

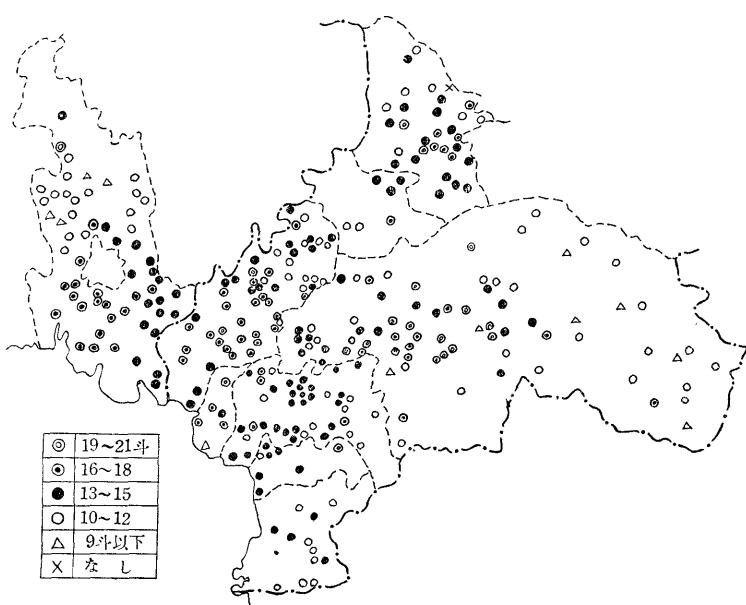
『ノート』 三浦農業における地価形成について

二〇四

地資本は同じ擬制資本とはいっても、他のそれよりも「より確実なもの」と見做される根拠をもつていい。したがつて、そこで適用される割引率は一般的の市場利子率よりも低いものである可能性をもつ。土地のうちでも、収益が確実であるほど割引率はさらに低くなるに違いない。

しかし、現在の地価形成においては、右のような基準を直ちに適用できないことは明らかである。まず戦前の場合を考えてみよう。

戦前、三浦地方での水田地価は“米百俵”という形で表現されていたようである。それは戦前（昭和一三四四年）の物納小作料が反当一・六石（第2図）つまり四俵であつたことからすると、小作米二五年分に当り、小作米対比の利廻りは年四分であつたことを意味していよう。この関係は、第3表（B）に示す勧銀調査の結果とよく符合しているように思われる。それは地価形成が地主採算価格を基準にしていたことを示している。ここでは小作地売買が自作地のそれを規制する関係に立つのであって、「物納小作料を米価で換算し、租税公課、土地管理費を除いてこれを資本還元した勧銀調査の地主収益価格視点は、それが株式利廻な



第2図 物納小作料の分布（昭和13~4年）

昭和30年臨時農業基本調査の農業集落調査結果により各抽出集落の戦前小作料の分布を示す。

どと対比され
うるといふ

みで、それな
りの客観性意

識性をもつて
いたといふこ
とができる】

〔近藤康男『農
地改革の諸問
題』一九五一、
一三二頁)。

その結果、
不在地主の土
地所有といふ
形で所有と經
営が分離さ
れ、土地商品が広汎な市場性と領域をもち得たのであつた。第
3表(A)においてみられるとおり、終戦前でも後年ほど三瀬
郡水田地価は相対的に高位化しはするが、なお各郡を対比して
みて戦後ほどの不均衡は見出されない。たとえば八女郡などな
お三瀬郡に匹敵する地価を示している。それは八女郡での小作
反当、中等田、昭和12年は勧銀調査で売買価格。
他は福岡県統計書による。

第3表 水田売買見積地価

A. 地価推移

市 郡 別	大正 2年	13年	昭和 元年	5年	8年	12年
	円	円	円	円	円	円
福岡市	880	5,400	5,400	1,750	1,000	...
幡	—	2,700	1,200	750	450	...
三井郡	350	700	850	700	650	755
三瀬郡	400	850	850	800	700	945
八女郡	800	650	1,300	1,000	650	800
山門郡	400	700	700	700	630	750
三池郡	400	650	650	600	600	636

B. 中田利廻

項 目	三瀬郡	八女郡	佐賀郡	備 考
売買価格(A)	945	800	694	
平年収量換算	110.19	91.65	101.44	
実収小作料	1.42石	1.31石	1.29石	
小作料率	36%	41%	35%	
実収小作料換算(B)	39.48円	36.94円	35.62円	
公課諸掛(C)	8.41	5.83	6.95	
管理取立費(D)	0.40	0.73	1.35	
純 収 益(E)	30.99	30.82	27.99	(B)-(C)+(D)
利 廻	3.32%	4.02%	4.11%	E÷(A)
実収小作料利廻	4.13%	4.62%	5.13%	(B)÷(A)
そ の 逆 数	23.9年	21.7年	19.5年	(A)÷(B)

昭和12年、勧銀『第6回全国田畠売買価格及収益利廻調査』
より作成。

端数計算が一致していないが、これは管理取立費など回答ある町村のみの平均である結果であろう。

戦後、農地改革を経て寄生地主的土地所有が一掃され、広汎
に自家農的の土地所有の經營が創設された。この高率小作料の排
除にもとづく耕作農民層のもとへの剩余蓄積の可能性は最近

各地に見出されるような富農化傾向を生みだしている。しかし、他面でとくに、蓄積の拡大過程で直面する自作農的土地所有の矛盾は地価支払いにその蓄積を放出せねばならないという点であろう。

換言すれば、戦後は、三瀬地方での“米百俵”的地価評価が、戦前の展開のなかすでに準備されつゝあつた農民的基準に全面的に編成替えされていく過程である。自作地売買が逆に小作地運動を規制する関係になる。そのかぎり、土地売買は局地化せざるを得ない。第1図における地価の不均衡の激しさの理解に当つては、かかる土地市場の戦後における性格変化をまず第一の前提とせねばならない。

そこで三瀬農業における反当五〇万円という高地価が何を基準に形成されているかが問題となる。たとえ、窮屈的・競争的な売買が現象するとしても、そこにはそれなりの限界、水準がある筈である。戦前と異り地主ではなくて（地主の土地集積過程としての土地売買ではなくて）農民の売買を前提とするならば、その限界は買取農民の側での剩余リ蓄積の形成によつて与えられると考えねばならないであろう。

さらに、農民蓄積の拡大と土地購入との自作農的土地所有の経営の矛盾としての二側面がいかに衝突し、そこで農業の展開がいかなる方向をもつかということは、とくに今後の農業発展

を理解するうえに重要なポイントであると思われる。

最近とくに、右の点の理解を深めるような諸勞作が、さあその筑後・佐賀平坦部農業の調査、分析にもとづいて種々精力的に提出されている。本稿では、これらの諸勞作がとくに農民の剩余リ蓄積形成をどうみているかを紹介しそこでの地価分析を検討しながら、三瀬農業における地価形成の問題点を整理してみたいと思う。

II、諸論説の検討

1 まず、伊東勇夫氏の諸論稿では地価形成の問題が直接的に取扱われてゐるので、それから取上げていこう。伊東氏は、改革後の自作農は分割地的土地位所有（Parzellen Eigentum）のもとでの分割地農民（Parzellen Bauer）になぞらふる」とがである、として両者の類似性を強調され、とくに

「土地生産物の平均的市場価格はどのように規制されるにしろ、優良な豊度、或は位置を占めている土地には、資本制、生産様式のもとにおいてのよる差額地代がすでに存在する。もし一般的な市場価格が尚いまだ発達していない場合も、この差額地代は存在するが、この場合は超過余剰生産物の形態をとる。」（傍点伊東氏）という点が強調されてゐる。だが他面では若干違つたニュアンスもあるとして、(一)世界史的背景の相違、(二)日

本における共同
体的規制の残存
の濃厚さ。独立
自営農民として
の未確立。(二)耕
作様式、規模、
生産力の著しい
差異。この三点
が示される。し
かし、「発展段
階的にはこの自
営農民と規を一
にしていると考
え」て、分霧地
的土地所有のも
との地代範疇
と指定し、米生産費調査にもとづく具体的な自作田収益価格の
試算表を示す。生産費調査によつて得られる純収益九、八八四
円を「企業的経営と考え」て利潤部分と地代部分に分割し、こ
の地代部分八、八四二円を利子率六分で資本還元して一四七、
三五〇円の「理論的自作田収益価格が得られることになるので

第4表 自作田収益価格の試算例(Ⅰ)

主産物	反 収 価 格	石 2.72 円 25,290	公定価格換算
副産物	副産物価格	1,973	藁等の代価
	反当粗収入	27,263	
	反当生産費	17,379	直接生産費+間接生産費
種 苗 費		148	
肥 料 費		2,925	購入肥料+自給肥料
諸 材 料 費		215	
水 利 費		443	
防 建 費		583	
農 農 費		260	
畜 力 費		952	
勞 動 費		881	
賃 料 費		7,834	年雇+臨時雇+自家労賃
用 合 費		575	
合 計		14,816	
資 本 利 子		604	
支 払 小 作 料		492	現実の支払小作料
租 稅 公 課		1,467	
純 収 益		9,884	
利 潤 部 分		1,042	生産費の6%
地 代 部 分		8,842	純収益-利潤部分
自作田収益価格		147,350	利廻6分として地代を資本還元

昭和29年度米生産費調査、福岡県三瀬郡D村10戸平均。
伊東『最近における農地移動、相続並びに償還能力に関する調査』32頁による。

なお、同氏「改革後における地価・小作料の実存形態」(前掲)によつて利潤算出の端数処理を正した。

ある(第4表)。ところが、現実の市場地価は二九〇、四〇〇円であり、「ここに日本の零細農業が企業的農業でない何よりの証拠がある」として、その乖離を矛盾としてとらえ、その理由に、「附帯資本が現実地価に加つていること、(二)過剩人口、耕地欠乏による土地価格の「農民の生存の資本還元額」的性格。

(3) 土地は一つの社会的信用乃至勢力の指度盤であつて、かかる生産觀念が商品觀念とよじれ合う」と。この二点をあげて説明する。

要するに、現在の地価が資本制差額地代の成立を前提として規制されておりながら、それが「その他の条件」によつてモディファイされるとするものが伊東氏の所論のようである——この伊東氏の所論は、以下(A)論文と略称する。

以上は主として伊東勇夫『最近における農地移動、相続並びに償還能力に関する調査——福岡県三藩郡青木村の場合』(一九五六)、「改革後における地価・小作料の実存形態」(『経済評論』一九五七年五月号所収)によつている。

さてこの論証過程をふりかえつてみて、そこで提出された自作田収益価格(一四七千円)と現実の市場地価(二九〇千円)との差が余りにかけ離れている点に気づくだろう。それは理論と現実の矛盾、「その他の条件」による偏位として把握されてゐるわけであるが、これはむしろそこでいわれているように、「日本の零細農が企業的農業でない何よりの証拠」なのであつて、その論旨じたいの矛盾といふべきではないだろうか。この点は、日本の自作農がかの分割地農民に指定されている点はさておいてもなお分割地農民のもとでの地代=資本制差額地代としたことに基いていると思われる。前記引用文での力点の打ち

方はそういう理解を深めさせるが、資本論ではむしろ「土地生産物の平均市場価格がどうして規制されるかをとわず、……優等地または位置のよい地所にとつての商品価格の超過部分が実存する」ことが示されており、そこから直ちに伊東氏のように生産価格法則にもとづく資本制差額地代の成立を引出すことは誤りであろう。分割地農民にとって搾取の制限として現象するのは、彼が小資本家たるかぎりでは資本の平均利潤ではなくて、「本来的費用を控除したのち彼が自分自身に支払う労賃に他ならない」。そしてこの労賃たるやしばしば肉体的最低限まで下りうる、というのが資本論での分析であつた。したがつてこの条件にたつての、優良地の商品価格の超過分が差額地代として実存することが示されるべきであつたらう。

(n) の点について A・ベナリー (Benary) はその著書の中で差額地代が經營の独占にもとづくものであることを指摘したのちこういつて、「ることは示唆深い」。「……しかし、經營の独占は農業における資本制生産にさいしてのみ現われるものではない。一般にそれは、農業における商品生産の条件のもとで、需要が利用可能なすべての土地の耕作を強制するようなどころで働く。つまり、この独占は、農業での単純な商品生産にさいしても、さらには社会主義的な・集団農場的な大生産にさいしても、経済的にはありうることである。

これらすべての場合に、經營の独占は差額地代の一様の原因である。しかし、その内容と現象形態とは、資本制以前の単純商品生産と社会主義のそれ「商品生産」とが異つてゐる如くに、相互に相異つてゐる。……〔差額地代の実存といふことは〕そのもとで農業が以前の封建的形態から多少とも自由になつてゐるが、しかも資本制的農業生産はなお未だ典型的な形態にまではなつてしないような条件にとつても通用する。ここでは、地代の内容は単純な商品生産の関係を通じて決定される。地代はこの関係を表現してゐる。ここでは、価値はなお生産価格に変つてしないのであるから、地代は相異なる生産物の諸価値の差額として現象する。」(A. Benay, *Aktuelle Probleme der Agrartheorie des Marxismus*, *Lennismus*, Berlin, 1955, S. 29) 戦後の自作農的土地位所を分割地的土地所有に指定しらるか否か、それじたい論議の多いところと思うが、ここではその点にはふれないとして、右のような伊東氏の前提のもとでもなお、このベナリーののような考慮は払わるべきであつたろう。

この(2)論文ではなぜこのような理解がなされたか。その基礎には、おそらく小農民のもとでの利潤形成を阻害するのは、高地代—高地価の圧倒的優位であつて、理論には自作収益地価が現実土地市場価格を上回るならば、「經營の優位の確立は資本

の蓄積となり、富農層の形成となる」とをいみするのだが、といふ理解があつたからであらうと思われる。とすれば、そのことは、農民の經營拡大にとって土地購入がたんに剩余の剰余たる地代の前払いにすぎず、蓄積の阻害とならない、いわば理想的富農形成水準がまず想定されていて、そこから逆に現実の富農形成の可否を測定しようとしたことをいみしている。したがつて、そこで地価形成の論理=試算が、全く現実の地価形成の論理とは始めから別のもの——たんなる偏位ではなくて——であつたとしても何ら不思議ではないだろう。現在の高地価形成は、それゆえ土地の物神性などの「他の条件」による修正としてではなく、より具体的な諸条件に則して考慮されねはならない。

梶井功氏は右の伊東氏の算式について地代の算出法の誤りを指摘した。その主要部分は右の(2)論文が生産費に利潤率を乗じて利潤を算出したことは誤りであつて、総投下資本に利潤率を乗じるべきだという点であり、かくして利潤額はより大きいものとなり従つて地代額はより低いものとなる。

第5表のように梶井氏によれば、伊東氏算式では地代六、二九五四にたいして、梶井氏算式では四、一二四四であり、したがつて地価もそれぞれ一〇〇五千円にたいして五六千円となる。つまり、梶井氏の算式では、現実との乖離はより明確

『ノート』 三藩農業における地価形成について

二一〇

にあらわれるのであって、資本家的計算を純化すればするほど、現実の農民については、ますます縁遠い算式となつてしまふ。

なお、梶井氏においては収益地価の根拠として、農業者に一般産業なみの平均利潤率が保証されているかぎり、理論地価の支払いによつて「經營拡大のための資本蓄積が阻害されることにはならない」点があげられている。

しかし、農業者が土地購入にさいして、自らの利潤＝蓄積の一部をふりむけるか、長期信用借入によつてその後年々の地代を利子として貸付者に支払うか（このばかりには、借入金元金をその後の利潤部分から支払わねばならない）を問わず、農業者が生産場面で自由にしうる資本はそれだけ減少する。それゆえ、たとえ順調な発展が予想されるとても、向後の拡大再生産の規模＝蓄積はそれだけ縮小し、総投下資本にたいする地代率はそれだけ増大する。この点は、他の農業生産手段の購入——それは費用價格を構成す

第5表 自作田収益價格の試算例(II)

	伊東氏 算式	梶井氏算式
反当粗収入(1)	円 27,131	円 27,131
生産費(2)	17,364	17,364
生の産のうち 賃却額(3)	1,022	1,022
租税公課(4)	1,536	1,536
小作料(5)	923	923
固定資本(6)	...	20,000
剩余価値(7)	9,767	12,226
利潤(8)	3,472	8,102
地代(9)	6,295	4,124
地価(10)	104,919	55,933
算出方式	(1) - { (2) - (4) - (5) } (2) × 0.2 (7) - (8) (9) ÷ 0.06	$\left[(6) + \left\{ (2) - (3) - \frac{(4)}{2} - (5) \right\} \right] \times 0.2$ $(7) - (8)$ $\left\{ (9) - \frac{(4)}{2} \right\} \div 0.06$

昭和30年度米生産費調査北九州非災害農家平均。

梶井氏算式における「固定資本」は農家経済調査（昭和30年度北九州平均）の農家資産のうち、農業用家屋と農機具の年度始評価額（197千円）による。

梶井他『農村雇用労働に関する研究』9頁による。

——とは全く異なるところである。この点からしても、資本制農業が不可避的に土地所有に対置されたときに、何故に借地農形態をとるか、という点は軽視されるべきではないだろう。土地所有にとつてではなく、企業的農業者にとつての収益地

価の考え方そのものが問題なのである（梶井功・富山和夫・

小林謙一『農村雇労働に関する研究』、一九五七、参照）。

2 以上の(A)論文における地代—地価の論理にたいして、いわば対的な見解が三藩農業の具体的分析にふれつつ並木正吉氏によつて提出されている。氏は、当地帯の農民層分解の特徴を次のように要約する。(1)農業専業化の程度が高い。その主体(= 扱い手)は必ずしも農民的經營だけではなく、地主的經營(ここでは一応系譜の点だけを考える)によつて担われている。専業化度の高さは、米麦の高位反収、い草栽培加工の普及、農業生産の機械化——とくに自動耕耘機の普及——電化にもとづく農業の労働当・反当所得がともに高いことによつて示される。(2)兼業種類は地場産業を中心とする零細家内工業・マニュファクチャのそれが多い。それらの低い賃銀水準は農家兼業労働者チューアのそれが多い。それらの低い賃銀水準は農家兼業労働者の低賃銀を結果としており、それは農業専業化の反面としての兼業所得の低さとなつてゐる。つまり、農家は大工業通勤地帯などのように兼業・半労働たる性格を示さない。

さらに右の(1)における商品生産の主力を担う農家の性格については、(1)所得内容に地代範疇と考えられるものが特別の意味をもつてゐる、(2)これらの農家の相当数が自作地主系譜をもつてゐる、この二点が注目される。そこで生産費調査や農家経済

調査で比較的有利な農家に生じた黒字の性格如何ということになる。ところで、比較的有利な農家とは高反収、低労働投下量の農家であり、「単位当労働量の少さも、反収の高さを原因とする場合が多く反収の高さは地代に帰せらるべき部分が多い。」

他方、労賃は比較的不利な農家の水準で評価される。だから「わが国の場合には利潤としては超過利潤に相当すべき部分と地代のある部分(第二形態の差額地代よりは第一形態のそれ)がまず認められて、労賃部分はその残余所得としてみとめられる」(これらの諸範疇は擬制的)ところの「アロシャ型のさらに歪曲された形」である。そして彼が自作であることによつて地代を彼の所得となしそ、「差額地代表が事実上成立することが少い現状では」地代も所得としてしか意識されない。「黒字がこのような内容のものとなるのは、米価の低さによる」というよりは、事実上の差額地代表の未形成という事実にもとづくのであつて、問題は土地問題にある、ことになる。

本項での並木氏の見解は、すべて同氏「三藩水田地帯の農業」(前掲)による。

以上が「未だ必ずしも市民権をもつた見解とはいえないが」、として並木氏が提出した論旨である——以上の並木氏の所説を(B)論文とする。

さきの(A)論文のはあいの分割地的土地位所有→差額地代表成立

の論旨に比べて、ここでは地主的所有——それも耕作地主としてであるが——のウェイトを強くみて、そのもとでの差額地代表の未形成が主旨となつてゐる点で対照的である。そこで次の二点を問題としてあげておこう。

まず第一に、(A)論文のばあいにそらであつたように、(B)論文ではむしろ速のいみで、差額地代表＝生産價格法則前提だけしか考えられていない。すなわち、たとえ資本制生産における平均利潤率法則を前提としなくとも、現在の農民には事実上、さきの(A)論文でみたようないみでの諸価値の差による差額地代を考慮すくべきではないだろうか。論理的にいえば、差額地代そのものは商品生産のカテゴリに属しており、これにたいして絶対地代が資本制生産のカテゴリに属するとみると、差等性の条件こそ「有利な農家に生じた黒字」は商品生産のメカニズムの中から打出されたもの——たとえそれが地代形態をとるとしても——であつて、ここではさらに黒字（＝地代）の差等性の条件こそが明らかにさるべきであつたと思う。

第二に、そのことは、土地所有者的性格を併せもつ自作農とはいゝ、農民層の分解が進行し、中富農層が商品生産の担当者として登場している、というその論旨と矛盾してゐる。「富農層」の規定はあいまいさを残さざるを得ないだろう。(B)論文は自作地主の性格をこれに等置しているようであるが、この点も

さきの(A)論文で富農層の動向を測定するに当つて、資本制企業の論理を準用したことと対照的であろう。

(B)論文ではまた次の指摘がある。「三瀬郡についていえば、そこの反収は前述したように県下第一の高さにあるが、それはこの『特殊肥沃土壤』を土台としての高さであり、本来ならば、その機械力によつて地代部分を縮小しないし平準化する側面をもつ労働手段の高度化も、ここでは自動耕耘機が、麦、い草の増大を内容とする土地利用の高度化を通じ、かえつて地代部分を増大する方向を示してゐる。自動耕耘機が自らの性能にあわせて土壤条件をかえるのではなく、土壤条件に自らを適応させている面が強いのである。しかして、その主力は「今までなく中・富農である」と。興味ある問題の指摘であるが、一般に農業部門における追加投資の増大によつて、農業生産力が増進・不变・減退のいずれの方向をところとも、超過剩余価値は増大するのであつて、その増加分をめぐつて地代と利潤の相剋が生じ、利潤形成＝資本蓄積の可能性を打ち出していく（田代隆氏は「農業利潤の形成」『農業經濟研究』二八卷四号、一九五七年、の中でこの点にふれてゐる）。(B)論文の論理からは、この利潤の芽が抹消される結果として、右のような理解が導かれているようと思われる。三瀬農業における機械化はのちにみるよう、やはり

水田質の均等化を押し進めているとみるのが妥当であろう。

3 岩片磯雄氏の場合には、(B)論文とかなり類似した問題提起がなされているが、そこでは土地条件の差、そのい草栽培との関連が中心となつてゐる点で異つてゐる。

これは昭和二五年以前の資料にもとづくもの——つまり戦前の構造を示す——と断つて示されるところは、こうである。個別農家のい草の作付面積の決定は主として水田の質と労働手段の高度化によつて決定される。水田の質とは、い草を植えることのできる水田の占有がポイントなのであつて、水田の質は(1)クリークに接続して冬の揚水・泥揚に便利のこと、(2)農道に便利であること、(3)い草の連作をさけること、によつて左右される。ところでい草栽培には耕耘機の導入が結合しなければならないが、その経済的利用はい草の収益的な栽培を行いうる条件に帰着するのであつて、右の土地条件の占有が前提となる。この関係を矛盾なく実現しているのは自作地主である(第6表)。

「以上を要するに、我国の集約な土地利用従つて經營方式には、労働手段の高度化が必要ではあるが、それを許すような優良地の占有がなくてはならない。しかも一般的にいえば、労働手段の高度化に要する資本は、小作料収入によつて確保されたから、優良地の小作料は割安である。又たとい労働手段を高度化して

第6表 蔷草生産の体系

農 家 グ ル ー プ	所有 地	耕作 地	労働手段体系別戸数				薐草 面積 畝	薐草販売	
			I型	II型	III型	IV型		原料売	%
			戸	戸	戸	戸		戸	%
A	0.4	0.4	反	反	10	一	一	0.2	—
B	1.9	2.7	7	1	—	—	—	2.2	50
C	8.3	8.9	—	1	—	6	2	5.8	23
D	7.8	12.3	—	—	—	5	2	11.7	70
E	15.4	13.8	—	—	—	3	—	11.0	35
F	21.4	13.1	—	—	—	1	2	13.9	10
									90

- I型……犁・水車・足踏脱穀機・人力加工機
II型……犁・バーチカルポンプ・足踏脱穀機・人力加工機・モーター
III型……犁・バーチカルポンプ・動力脱穀機・動力加工機・モーター・石油発動機
IV型……自動耕耘機・バーチカルポンプ・動力脱穀機・動力加工機・モーター・石油発動機
(但し、自動耕耘機はまだ深耕→代播ができる旧型のもの)

三潴郡木佐木村蛭池の調査、岩片『農業經營学』281頁による。

みても、日本でのその発達は跛行的なので、それで多少とも集約化すれば、矢張り雇傭労働力が必要になつて来る。そこで一の占有がなくてはならない。しかも一般的にいえば、労働手段の高度化に要する資本は、小作料収入によつて確保されたから、労働手段を基にして、優良地を有利に利用しようとすれば、

地主による自作という形態をとらざるを得ない。であるから、集約的な經營方式によつて超過収益を得たとしても、この収益の本質は、寧ろ一種の差額地代だと考えてよい」（同氏『農業經營学』一九五四、六〇二頁）。

ここでは、優良地を占有し貸付地を所有する自作地主形態のもとで、その小作料収入が經營に投資される——つまり、優良地經營への労働手段導入は小作料収入によつて補充され維持している——と考えて、このことからその収益も機械化による利潤としてではなく、差額地代として把握されている。さきの(①)両論文と異り具体的な經營構造に立つて地代規定のメカニズムが論及されていること——水利構造の側面から地代運動が追及されていること——が特徴的である。

当地帶の水利構造については別に岩片・陣内両氏の分析がある。そこでは右の論旨がさらに発展させられているが、就中い草の収益性の規定に注目しておこう。

い草をめぐつての水利条件にもとづく収益=差額地代の取得が自作地主形態に典型的に現れ、それが農民蓄積の積杆となつたというこの見解——以下略して(②)論文とする——は、のちにもふれるが、三藩農業の成長過程の理解に当つて重要なポイントをなすものである。

しかし、草栽培は、一方ではあくまで農民加工の原料として化に基づいて居る事が明らかである。かくして米+い草の作付方式による農家の高い収益は、かかる冬期灌水量の豊富な而も泥土の附着する耕地条件の占有を前提とした高度な労働手段の所有に基づくものである。かかる集約的な土地利用を通じての經營における蓄積は労働手段の高度化に基づく超過

積、その農業投資によつて支えられていたことには些か無理があると考えられる。これにたいして、い草生産農民の加工はたゞその労働生産性を向上させてきている後述）。そこで農民蓄積＝投資を導いたのは、い草生産そのものではなく、その加工生産であつたと考えるべきではないだらうか。三瀬農業における農民蓄積を専ら水利構造に規定され、い草生産に実現される差額地代にのみ求めることには疑問をもたざるを得ない。

い草における粗収益の高さは、多労働にもとづく賃貸部分に歸せられる部分が圧倒的である。他のい草産地での水田地価（中田）は、たとえば熊本県千丁村で一三万円、岡山県福田村で一八万円といど、その周辺町村に比して大差なく、三瀬に比してかなり低い。水稻反収はそれぞれ二・〇三石、二・四三石（いずれも昭和二八年）である。問題は、これらの諸点の関連をどうみるかということとしてもよい。なお千丁村では加工は三瀬よりも低い段階に未発達のままであり、福田村では加工はい草生産農民の手から分離されている。

4 最後に右の①論文のアンチ・ティーぜともいうべき形で、い草の収益性はむしろそのような生産過程に根ざすものというよりも、流通過程での諸条件を考慮すべきだ、という異説が最近の上野登氏の労作『蘭草の経済論理と三瀬農業』（一九五七、

九州經濟調査協会研究報告）に見出される。書名が示すように、過去の研究には「い草の高い収益性が三瀬農業発展の源泉をなすことの指摘を……見出す」が、い草の経済論理についての研究をみないとして、とくに、い草の流通分析が主題となつてゐる。

「……加工業は平均的観察において極めて利潤の少い、或は利潤すら生み出しえないものであるが、ただ原料購入時と製品販売時のい草価格の変動格差の中に利潤獲得契機を見出している。これは本来、い草地代として、い草生産農民に取得されるところを、投機的な原料操作によつて加工部門に流入させているのである。い草生産農家の地代を擡取している現実的姿態であるといえよう。加工業に纏わりついている性格は、この投機性と寄生性であり、三瀬農業をして極めて投機的たらしめているところである。」そこで、この投機性の対象となるい草生産の超過利潤の地代論的把握が必要になる。「この超過利潤の成立は、生産価格に対する市場価格の高位性に依存している。だからい草経済の論理は、市場価格成立の経済と要因にその本質を内包していると考えられる。」そこで、「全国（畠）表価格から卸商業利潤と加工生産費を除いたものが、原料市場価格を決定する」ことをみて「この市場価格成立過程には、農産物の一般的な価格決定法則は余り作用していない。即ち、必ずしも最劣等の生産価格が市場価格を決定するという法則は、ここでは稀薄

となり——価格下落の場合の耕作面積の縮小という場合に現象する——現象的には需要との投機的市場操作が決定要因のように入る。」「従つて、この超過利潤は自然的豊饒度或は位置を源泉として成立する性質のものではなく、流通過程から発生していく性質のものである。」そして、流通面での投機性、超過利潤の奪い合い——卸売・仲買・加工生産者・原料生産者の各担当者の零細・分散が生みだすところの——の競争の中で「農民に取得された超過利潤〔部分〕が厳密な意味での「草地代」として現象する」「この水稻における差額地代とい草地代が、三瀬農業のその後の機械化……の経済的基礎を作り出したのである。」

論旨の大略は右の如くである——以下(1)論文と略称する。こことは、「独占しうる自然力」にもとづく「經營の独占」が差額地代の成立条件であることが誤解されている点、また価格形の現象過程がそのまま価値形成に置き換えられている点、それにもとづく地代の流通過程論の明らかな誤りは別として、前の(2)論文における「差額地代」のいみの不十分さ——差額地代の成立はたんなる生産においてではなく、流通を媒介とした生産においてである点——をつき、い草の経済的・独自的問題が解明されたことは十分注目しなければならない。

一時的・経過的には、(1)論文にいわれている如き超過利潤

の生産農民への歸属も考えられるが、それはむしろ独占地代的範疇として把握るべきだと思う。また一般に、最終生産物の価格の騰落は、その原料¹⁾・中間生産物価格の騰落に反映して、——とくに原料生産者が零細・分散しているときには——前者の価格下落は後者の価格引下げを強要することが多い。養蚕業はその典型であろう。しかし、逆に最終生産物の価格が上昇するときには、加工利潤の増大が原料生産者に入する可能性も否定できない。それらの条件は、とくに限界地における地価の騰落に著しく反映される（花島得二『不動産評価の理論と実際』第二卷、一九三八、第三編参照）。

けれども、(2)論文の場合には、むしろ加工生産の独自性の評価に薄く、農業生産の循環・拡大のたんなる一環としてのみ把握されている如くであつたが、ここでは、逆に本来的な商品生産の発展過程では加工部門が農耕部門から分離し独自的・対立的に成長していく、その側面が強調されている。その結果、現実には、その志向性をもしながらなお、加工と耕種とを結合的に展開させていく条件が軽視されている。加工生産のたんなる寄生性といった一方的・対立的な観点からではなくに、加工生産と耕種生産とのそれぞれの独立性と補完性とを統一的に把握することが三瀬農業の発展、農民の剩余²⁾蓄積の形成を理解するにあたつて、とくに重要な点であると思われる。戦後の新

たな展開として問題となつてゐる、いわゆる「加工富農」化の發展も、そのようないみで検討されねばならないであろう。

戦後における「加工富農」の問題提起は九大農經『家族労働力の評価に関する研究』（一九五六）の諸氏の見解に示されている。しかし、そこでは「加工富農」＝自小作系譜と「耕作富農」＝自作地主系譜とが対置的に示されてゐるに止まつて、両者の関連——とくに發展過程での統一的把握にかけていよいよ思われる。加工富農化の途がどの方向をたどるかは、その点の理解にかかっているといえよう（後述）。

ところで①論文は、このようない草の収益性理解のうえに立て三藩農業の高地価形成を次のように理解した。この地帯の農地価格の価格差は「蘭草栽培密度の高い地域ほど高く、蘭草生産比重が低い地域ほど低い」という一般的傾向を示しているが、蘭草地代は平均的考察によつて始めて地代と考え得る正常な姿を持つものであつて、この地代変動のうえに地価が成立している。そこで、三二年現在における、上田七〇万円、中田五〇万円、下田四〇万円（大木町農業委員会調）にたいして、「平均的な地代考察では地価は四〇万円が妥当であるが、農地を販売する例は、平均的な地代よりも高い地代を与えた年、与えた月を前提し、蘭草地代を不當に高く計算して地価を要求する。」一方では、かかる平均的にみれば不當な地代前提があるのに對

し、他方では購入農家の土地欲求、生活の基礎としての土地欲求があり、両者の結節点が現実地価を形成すると考える。このかぎり「平均的な考察のもとにおいては地代部分を上廻つて労賃部分に喰い込んで、自家労賃の資本還元という、経済外的範疇の現象を現実的に惹起することになる」。

この①論文における高地価理解は、②論文あるいは本稿で標準としての平均地価——いわば中田地価——の高さを問題としているのに対し、専ら上田地価の高さをいかに理解するかに向けられている点、注意を要する。

②論文の試算はこうである。い草生産費調査の四カ年平均による「理論地代」は一六、七二五円（第7表）であつて、これと米生産費調査による表作地代八、八四二円（前掲第4表）を加えて年間地代二五、五六七円を得る。これを資本還元（年六分）して得られる四二万円が上野氏の理論地価である。つまりこの算式では、中田（五〇万円）下田（四〇万円）——大木町調査——とほぼ一致しているので、「四〇万円が妥当である」とされているようである。その妥当性のいみについてはそれ以上立入つていないので明らかでない。なお、右の理論地価は農民の感覚とよく合致しているとして、農民が「昔は反当り米百俵が相場だつたが、今の価格は二〇〇俵に当つており高い。四〇～五〇万円なら買つても損しない」

といつてゐるこ

いる点は——果

損しないかど

うかは別として

である（前掲）。

上卷

（七〇万円）と理

田)との差をれれ

(D) 論文は説明して

第7表 薩草地代の試算例
(昭27~31年平均)

			円		
種 肥 諸 材 水 防 建 農 畜 勞 賃 費	苗 料 料 利 除 物 具 力 働 料 用	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 金 合	1,002 9,961 1,436 852 6 774 1,329 905 29,422 528 46,215		
不 可 平 生	變 變 均 產	資 資 利 働	本 本 潤(Β) 格(Β)	16,793 29,422 (A) 46,215 2,773 48,988	(A) × 0.06 (A) + (B)
資 租	本 稅	利 公	子(Δ) 課(Δ)	1,393 3,944	
反 貫	當 年間	收 平均	量(Ε) 働格(Ε)	350 203	貫 円
粗	取	益(Ε)	益(Ε)	71,050	(Ε) × (Ε)
理	論	地	代	16,725	(Ε) - [(C) + (D) + (E)]

1. 蘭草生産費調査福岡県平均. 反収は各年とも350貫として計算.
 2. 平均価格は8月から翌年7月まで(31年は12月まで)の単純平均.
 3. 上野『蘭草の経済論理と三浦農業』67,76頁による.

三、地価形成の問題点

る点、また(2)(D)論文における労賃部分に喰いこむ「経済的」現象と、さきの(A)論文での「土地の物神性」の理解とがどれほど異なるかの点、などにおいて、(D)論文の説明の根拠は弱い。上田地価の考察は、やはり中田にたいしても上田としての経済的根拠——優良地——から基本的に説明さるべきであろう。

最初に提起した問題は、三潴農業地域における地価水準がなぜ周辺他地域よりも高いのか、反対約二〇万円の差を示しているか、にあつた。以上にみた諸論説はそれぞれにこの問題への解答を直接間接に示している。そこで、次に右の検討の間に生じた疑問点をまとめながら、三潴農業の地価形成を考えるとき

にどういう点が問題の柱となるべきかを整理してみたい。

(1) 加工的農業としての成長について

まず第一に、三瀬農業における地価形成を高い水準において行わしめるのは、そこでの農民的剩余^リ蓄積の高さであると考えねばならない。この点について、(①)論文および(D)論文の見解は、水利構造あるいは流通構造に分析視点をおく差異はあっても、主としてい草地代が水稻地代に附加されていることに力点がおかれていた。共通することは、い草加工生産に三瀬農業の成長の中で独自の分析地位が与えられていない点であるといつてよい。(D)論文ではい草の流通加工とともに重点的にふれられてはいるが、加工は利潤の少いものとして、蓄積要因を専らい草流通に求め、加工のそれへの寄生性だけが強調されている。他方、(D)論文での蓄積条件の分析における加工生産的地位は、水稻の特殊性にもとづくい草地代の中に埋没し融合しているようである。その結果、後者では三瀬農業の発展を担い特徴づけるものとして、戦前の自作地主経営、戦後の耕作富農および加工富農の三者がとくに抽出されてはいるが、三者の三瀬農業の発展途上での位置づけ、関連がなお不明瞭のまま残されることになつてている。

そこでまず、この点をどうみたらよいか。

(1) 自作地主経営。これはさきの(D)論文で、戦前最も有利に蓄積

積・農業投資を進めた経営形態としてあげられていた。前掲第6表でみると、自作地主経営とみられるFグループでは、労働手段が最も整備され、い草作付も最大であることと共に、い草の加工販売の比率も最も大きい。このことは、おそらく農耕の頂点としてと共に、加工の頂点として自作地主経営が存在していることを示す。更に、加工を起点とし横軸として三瀬農業での農民的蓄積が進行し、それが寄生地主制のもとでは自作地主加工、経営の形態において最も有利な場面を見出していたことを示していく。そこで、とくに戦前の農耕技術の展開——諸農業投資——は、い草加工の拡大とそのための原料自給確保を軸線とし、それに誘発される形で他部門——ことに水稻生産——の生産力が高められたといえるのであつて、かくて自作地主加工経営をその主たる担当者とみることができるであろう。

右の点を裏付けるいみで『家族労働力』:「…水利慣行」(いづれも前掲)での二、三の点をい草加工を中心に再整理しておこう。

(1)二人織花蓮織機から一人織足踏花蓮織機への転換(明治三〇年代)は米国輸出市場拡大に支えられる。い草加工拡大の基礎^リ人力水車と短床犁の導入。い草一毛作から稻一、い草の二毛作方式への移行(稻の晚植技術、い草刈取期繰上げのための施肥量増大、追肥重点化)。

(2) 農民の手

による不況対策としての「草加工への農民力」の出現（大正末期）。

市場不況、米国市場の縮減

に對応する動力織機の導入

は、飛躍的な市場拡大と原

料、草生産増大を結果とし

て要求する。その解決は、南方輸出市場の開拓と耕地整理（機械灌漑）の実施によつて与えられる。

(3) 機械灌漑の性格について。「土地所有者を組合員とする

耕地整理組合の機械灌漑の施行は……減免運動、小作料収入の不安定に直面する地主層の対応手段であり、寄生地主を主導するその地主的性格は明らか」（「水利慣行」一〇六頁）であるとしても、なおい草生産加工農民——とくに上層農民——の積極的ない草拡大要求をみるべきではないか。南部耕地整理

第8表 耕地整理組合の性格

	三瀬北部 耕地整理 組合	三瀬南部 耕地整理 組合
施 行 面 金	2,566町 307万円 120万円 7円 1.80円 1,000町 所有者 大正3年	2,618町 71万円 — 1.60円 2.90円 耕作者 大正12年
投 資	自己投資(負担分)	
地 主	還 償	
反 当	賦 稅	
維 持	經 費	
水 經	開 田	
実 施	當 田	
	負 費	
	始 年	
	積 担	
	次 年	

九大農経『水利慣行調査報告』1954より引用。

組合の“農民的”性格、その実施時期の北部にたいするおくれ（第8表）は、むしろ不況対策としての「草加工への農民層の一層の傾斜にこそ原因してはいないだろうか。大正一二年から昭和五年にかけての「草加工の増大（第9表）はこのことを裏付けていよう。さらにその後右の機械灌漑の軌道のうえにバーチカルポンプが個別に導入されていつた昭和一二年までには却つて作付が停滞していることにも注意すべきであろう。

(4) 揚水機の設置に伴う「草作付の拡大による「草田植期」と麦の播種期の競合の激化。荒田播（簡易整地法—昭和一〇年頃より）と馬耕困難化。その動力耕耘機の導入（昭和一二年頃より）による解決。

以上のように、自作地主加工形態は戦前の三瀬農業の加工農業としての展開を集中的に表現していることになるが、(D)論文にみられる「草製品取扱の商業資本についてもその営業構成は販売—加工—原料生産—貸付地主の四者兼営を示している（第10表のA社のばあい）。かかる流通担当者の複合的性格はたゞ単に加工が農耕に寄生しているといった見地からだけで割切れるとは考えられない。

(D) 耕作富農と加工富農。前掲『家族労働力』の分析では、戦後とくに自作地主系譜の耕作重点農民と自小作・小自作系譜の

加工重点農民が対比されているのを特徴とする。

しかしこの対比は結局は類型化に止まつておりこの両者の関連は必ずしも明確ではない。とくに加工富農という特定の農民範疇を提示するばあいに、それが先の耕作富農と別個の発展ルートをたどるか、あるいは同一系列上の二段階を示すものであるがは、戦後の展開の理解にあつて重要な点だと考えられるがこの点とくに不分明である。

自小作系譜の加工重点農民が、もし加工專業化ルートを歩むのであれば、その蓄積は加工生産に投入され農業投資さらに土地購入には向けられないであらう。しかし事実は、加工農業の展開として特徴づけられる戦前の発展の延長のうえで、加工を蓄積手段・起点として富農化しようとしているふうである。

第9表 薩草生産加工の推移

耕作規模別	総農家戸数	い草作付戸数	一戸当面積	動力織機導入戸数		
				1台	2台	計
大正12年	1.5町以上	7	6	1.3	—	—
	1~1.5町	11	7	1.0	—	—
	5反~1町	17	13	0.7	—	—
	5反未満	9	11	0.6	—	—
	計	44	37	0.8	—	—
昭和5年	1.5町以上	5	5	4.5	...	4
	1~1.5町	13	13	2.1	...	7
	5反~1町	14	14	1.4	...	2
	5反未満	4	4	0.7	...	—
	計	36	36	2.0	...	13
昭和12年	1.5町以上	6	15	3.4	1	4
	1~1.5町	8		1.6	2	1
	5反~1町	19	18	0.9	6	7
	5反未満	7	7	2.2	2	2
	計	40	40	11	6	17
昭和27年	1.5町以上	4	4	1.7	1	3
	1~1.5町	12	12	1.7	6	5
	5反~1町	22	21	1.1	6	13
	5反未満	15	9	0.7	1	2
	計	53	46	14	22	36

木室村一部落台帳より作成。

陣内「木室村における農業生産発展の歴史的考察」(前掲『家族労働力……』所収)による。大正12年および昭和12年で階層毎の総戸数とい草作付戸数が一致しないところがあるが、いずれが誤りかは明らかでない。

つて、いわは三藩型の自小作前進とともにみるのが当を得ているのではないか。そのかぎり、加工富農範疇が耕作富農範疇に対立的にあるのではなく、加工を通じての中下層農民の富農化の志向——耕作富農型農民をあてとした——があるふうである。

戰後における内需の増大、花蓮生産から疊表生産への發展。その基礎に交換分合・機械化を通じて——(◎論文で指摘された)——水田質を引上げ上層農民に追いつこうとする自小作・小自作層の動きをみることができる。右の交換分合が木室村では昭和二四一六年に全村的な規模で、しかも農地改革による所有の自作化の線であきたらぬ中農層の強い発言で開始された——のちにその主導力は自作地主層に移りはするが——その諸経過については山田昭二氏の論稿「三瀬郡木室村」(『福岡県農地改革史』下巻一九五三)に詳しい。加工重点農民の多い部落で土地移動が多く、そうではない部落で少いこと(上野

第 10 表 卸 業 者 の 經 営 状 況

		大 規 模	中 規 模	小 規 模
		A社(合資会社)	B社(合名会社)	C(個人経営)
資 本 金		180 万円	150 万円	
創 業	農地改革による解放	祖父の代	昭11・卸業より 分家	大正初に農家より 分家(4畝)して仲買
農 業	自 作 地	1町 8 反 7 反	1.5 反	5.8 反
	農 機 具	動力カルチ・動 力脱穀機・バー チカルポンプ		
	い 草 作 付	1 反		
い 草 加 工	動 力 織 機	5 台		
	雇 廉 労 働 者	4 人		
	下 請 質 織	6戸(8台)		
	い 草 消 費 量	15千貫		
加 工	三 輪 車	1 台		
	雇 廉 労 働 者	8 人	4 人	
	商 品 仕 入	5,800 万円		
工 品	商 品 売 上	6,800	1,800 万円	オート三輪で月 2~3台分
販 売	総 益	600		
	販 売 先	全国(外交販売)	九州・東北(通信 販売)	九 州
家 族	從 業 者	3 人		2 人

規模比較は三瀬地方の商社の相対規模である。

上野『蘭草の経済論理と三瀬農業』より作成。

重義「木室村における農民層分解の現段階」前掲『家族労働力』所収)あるいは富裕農民の多い部落に地価が高く、そうでない部落で低いこと(伊藤栄『農家階層分化の一断面』総研九州支所研究資料第九輯、一九五六)は、ともに右の自小作加工農民の土地購入を基軸としてのみ理解できる。その地価は、さきの全村的交換分合の基礎上に、さらに個別農家の経営地拡大が行われ、それが生産者にとって個別的交換分合の役割をも果しているといふみで、交換分合価格ともいるべき一面をもつているといえよう。このばかりには当該耕地はその經營にとつての優良地の役割を果すために、地価は高められる可能性をもつだろう。

三藩農業を加工的農業としての視点から右のようにみていくならば、三藩農業地域における地価の高さは、農民余剰の特殊的形成のされたとして、次のように理解してよいだろう。すなわち、三藩農業では農民的加工の要請から水稻——い草のきわめて労働集約的な二毛作形態が成立し、そのうえに加工生産での労働生産力が高められた。農耕部面でも、いちばん機械化が進められたがそれは加工原料確保の要求から従来の米麦二毛作経営の中にい草作を割込ませることに重点があつた。おかげでその加工と結合するい草作は水田作付体系のなかで農民にとっての表作的な地位を高めていったのである。農繁期の勞

働競合ピークを切崩す——そのかぎり機械化は労働節約的に働いているが——ことによつて、より労働集約作物たるい草が導入されている。とはいへ、それが加工生産拡大の経済的基礎(＝制約条件)であるとすれば、農民経営總体としては加工を伴わぬ農家に比して資本構成は高められたことになる。三藩農業における零細農耕と剩余形成の進展との特殊的な結合は、かような農耕剩余と加工剩余との一体化した農民剩余の形成を結果している。かつ利潤範疇が未だ一般化していない結果として、かかる農民剩余は農民にとっては依然として地代として現象するにちがいない。そこで地価形成は、この特殊的な農民剩余＝地代を基準に行われるものと考えねばならないであろう。

なお、二、三のことを補足しておこう。

その一是クリーク農業との関連についてである。周知のようには三藩クリーク農業は筑後川下流の冲積土壌のうえに展開した。干拓地に特有の土地の無傾斜、用水不足などがクリークによる貯水を必要とする主因であろうが、それは同時に排水溝の役割を果し用水の循環を可能にしている。い草作付を戦前早くから可能にしたのは、かかる用排水機構であった。また泥土としての有機物補給(そのいみでの地力循環)、さらに屢々の一時的冠水という形での筑後川の氾濫は三藩的土壤を肥沃化する必要条件であつたとすらいえる。それらは米一麦、米一い草の著し

第11表 水稻反収の高位・安定
(昭和元年~15年平均)

A. 全国		B. 福岡県内訳			C. 佐賀県内訳		
県名	平均反収3石以上との市町村数	町村名	平均反収	収量変動	町村名	平均反収	収量変動
山形県	2	三瀬郡・城島町	3.00	6	佐賀市	3.05	5
長野県	8	大川町	3.02	6	佐賀郡・北川副村	3.08	6
奈良県	1	江上村	3.07	7	東川副村	3.18	7
岡山県	1	木室村	3.07	6	中川副村	3.20	7
福岡県	12	木佐木村	3.09	4	南川副村	3.10	7
佐賀県	11	三又村	3.00	6	西川副村	3.06	7
熊本県	2	川口村	3.19	4	本庄村	3.08	7
		久間田村	3.07	5	兵庫村	3.01	7
		浜武村	3.12	2	新北村	3.03	6
		大荒村	3.11	7	神崎郡・境野村	3.03	6
		大野島村	3.14	7	蓮池村	3.06	6
		山門郡・柳川町	3.28	6			

収量変動等級は1~9に分たれ、1←(不安定)→5(中等)→(安定)→9とする。

統計調査部『全国市町村別水稻小麦反当収量年次変動計算表』(1953)により作成。

い労働集約を受け容れ、促進する土壤をつくりあげている。第11表によつてみれば、三瀬郡各町村は戦前一五カ年平均で収量変動の少い安定的な高位反収を実現している。なお、佐賀平坦も同じクリーク地帯に属して高反収を示してはいるが、すでにみた両地域の地価水準の差異(前掲第3表、第1図)は、それがクリーク農業そのものによつて規定されているだけでなく、両者の農民剩余の形成のされたたの差異によつていることを示してよいよう。

その二は、加工農民を中心とした土地移動についてであるが、右のように加工自小作農民の土地購入が土地移動を主導しているとすれば、もし非加工農民の土地購入にさいしても、その土地のうえで加工農民と同等の農民剩余形成が要求されることにならう。農民にとっての社会的平均的資本定量はすでにそのようなものとして要求される。上層農の土地購入が相対的に少いのは、上層農の加工生産が停滞し耕種重点化されてきている結果であろう。

(A)論文では「中農乃至富農階層が買手の側に立ち、貧農乃至零細農保有地主が売手の側に立つて益々富農・精農の手に耕地が集中されていく傾向」が指摘されているが、そこで示されている統計(第12表A)から読みとれることは、むしろ五反→一町五反層が購入に圧倒的比重を占めることであろう。

伊藤栄氏の調査（前掲『農民層分化』）でも同様の結果が得られている（第12表B）。

一般的にいって、農民的い草加工生産が行わされている部落での地価が高いのであつて、それよりも広い地域に及ぶい草生産地域での地価が高いのではないである。

その三は、い草価格の変動についてである。販売期日の僅かのずれが水田一反分のい草量を二反分にも、また五畝分にもするといふ——しかも季節性を伴うことの少い——激しいい草価格の変動は基本的には原料自給に制約された原料市場の未確立によつてゐるといえる。戦前は自作地主加工とその原料生産を基幹としていたとすれば、戦後は自小作加工の拡大によつて当然この原料自給体制は行つまる。加工立地に比して原料立地がやや周辺まで拡大しつつあるにみえることは、戦後の急激な加工増大と原料供給のずれを補足しているが、まだ分立したものではない。これによつて生ずるい草価格変動を通じて農民に一時・一部の超過剰余が帰属する可能性はあるが、それはあくまで経過的であつて——そのことじたい農民分化を複雑化は

△ノート△ 三瀬農業における地価形成について

第12表 土地売買の階層性

A. 三瀬郡青木村
(昭和30.1.1~12.31)

経営階層	購入件数	売却件数	総農家戸数
5反未満	3	6	183
5反~1町	12	8	128
1~1.5町	11	7	95
1.5~2町	4	—	29
2町以上	1	—	8
計	31	21	443

B. 三瀬郡木室村

(昭和30.1.1~12.31)

経営階層	購入者戸数	売却者戸数	総農家戸数
5反未満	2	14	302
5反~1町	15	11	258
1~1.5町	4	3	121
1.5~2町	9	—	32
2町以上	3	—	5
計	33	28	718

A表は伊東勇夫『最近における農地移動……』(前掲)。

B表は伊藤栄『農家階層分化の一断面』による。

総農家戸数はいずれも臨時農業基本調査(昭29.10)による。

これまでのところ、主として地価形成は積極的役割を果してゐる中上層農民たる専業農民の蓄積のありかたを中心問題を整理しようとした。ところで、(B)論文によれば三瀬農業における農民層分解の特徴点は、一方での専業化度の高さにたいする他方での零細家内工業的の地場諸産業の広汎な存在についた。第13表は農業と兼業との分化の地域性を示すが、三瀬農業地域の類型は富農化指標の高率と自営小工業比率の高さが対応している点で他地域と異つてゐる。そこで、これら地場諸産業の自営小工業主とその労働者たる下層兼業農家・非農家は当面の地価

『ノート』 三瀬農業における地価形成について

形成にとつてどのような位置に立つているとみるとべきだらうか。考えられる問題の側面は次の二点である。第一、かれらは土地市場にいかなる主体として参加しているか——いわば地価形成への直接的役割である。第二、かれらの存在形態は中上層の農民的蓄積にいかに働いているか——前段にたいして間接的役割である。

第一の点からみて、いこう。すでにみた三瀬諸村の土地売買調査事例（第12表。個別の売却理由について）では伊藤栄氏前掲書参照）からすれば、そこでの中層農民は圧倒的な比重で売却者としての地位にある。だが、五反（一町層）の購入比重の高さをまことに加工作農民の高尚化運動から評価したが、この層はまた売却者としても高い比重を示す。これは五反（一町層）での経営的な分化が複雑であり深化している証左であろう。兼業農家率が優位しているのは五反層たる五反（一町層）ではほぼ専業・兼業者が相半ばしている（四九%）。この中間層の専業農では農耕プラスい草加工（あるいはワラ加工）が、兼業農で

第13表 兼業と農業の地域性（昭和29年）

県 郡 別	総農家戸数にたいする比率						
	兼業					農業	
	(1) 家内手 工業を 當む農 家	(2) 左の外、工 業および店 をかまえて 商業・サ ービス業を 當む農家	(3) 賃労働 者のい る農家	(4) 事務職員 ・技術職員 ・教員のい る農家	(5) (3)(4)の 実農家 数	(1) 米麦の販 売合計10 万戸以上の 農家	(2) 動力耕 耘機台 数
内地計	2.0	6.8	20.6	16.3	35.8	17.5	0.8
福岡計	2.1	6.6	21.4	24.1	44.1	25.0	2.9
佐賀県	0.8	4.6	18.3	18.4	54.6	34.1	3.1
三瀬郡	3.1	10.5	16.6	15.1	30.6	44.3	15.2
八女郡	7.9	9.1	20.2	14.6	33.2	8.7	1.9
三井郡	0.7	6.9	11.8	28.8	43.0	37.8	2.2
三池郡	0.9	3.7	7.6	48.7	55.3	12.5	6.0
山門郡	1.1	6.1	12.0	12.9	24.4	37.1	14.0
佐賀郡	0.6	4.9	11.1	21.7	48.5	51.7	9.7

1. 三瀬郡は大川市、筑後市、柳河市、八女郡は八女市、三井郡は久留米市、三池郡は大牟田市、佐賀郡は佐賀市をそれぞれ含んでいる。

2. 太字は内地平均より高い指数を示す。

3. 30年臨時農業調査結果による。

は農耕プラス地場諸産業（自営または賃労働）が対比され、右の分化の原型となつてゐるのである。

一般に土地市場にたいして、これら地場諸産業に依存する兼業農民（および非農家）の役割は相反する二面をもつてゐる。その一は売却者としての登場であつて、事業資金・生活資金の取得——多く經營不振を理由とするが——のための土地売却が行われる。土地市場の狭隘性はそのかぎり緩和される。その二是專業農民と競合して購入者となる可能性も否定できない。元來、地場諸産業の存在は、零細農民の經濟的・人格的自立化を早めるし、また土地分割を一層促進する。狹少な土地での自立化が自営小工業の存在によつて可能になるだろう。徒弟一職人として地場諸産業に入りこみ、しかるちに独立する、多少の蓄積のうちに自給農業を目指して（また財産的いみを含めて）土地購入を行おうとする事例も少くはない。それは明らかに地場諸産業が縮小産業的色彩を濃厚にしていくかぎりでは、かれらの地場滞留を一層強める条件となるだろう。

しかし、その進展の度合からみれば、土地移動調査から判断できるように土地市場での下層兼業農民のこの二つの機能面は、明らかに第一の場面において決定的に優位に進行している。このことは、地場兼業農民がすでに專業農民の地代形成に対抗できず、土地市場での競合性を失つてきている結果だと説明されよう。しかも、個別の労働力としてみれば農業への還流性に乏しい。專業農民が兼業予備軍として存在していない（即論文の指摘）ことの裏がえしである。そのような形で地場に広汎な過剩人口を抱えこんでいるのが、三藩農業の專業的進展の形であるといえる。当地域の非農業労働力のかかる滞留は、そこで兼業の地方産業的・残存産業的大資本のもとに系列化されず、地方的・局部的市場に結合しているといふで——性格に基いており、したがつてそれは農業における資本形成（專業化）の結果として排出される過剩人口を地場零細資本に結合させ、その負担における滞留となつてゐることができるよう。つまり、この過剩人口は一種の工業的過剩人口の性格をおびている。三藩農業での農民層分解の特色が専兼化度の高さと過剩人口的零細所得層の沈没という二面性、いわば都市近郊農業に多く見出される類型を示すのは、かよろに理解されよう。

ここで工業的過剩人口という点をもう少し説明しておこう。労賃の高低は農産物価格における同一市場内でも立地を異にして存在しうるし、またかならずしもそこでの農業の段階に對応した農業的過剩人口にみあうとは限らない。たとえば、都市近郊で工業労賃基準の労賃形成が行われ、その基準のものではなお低労賃たる過剩人口が存在する（いわば工業的過剩人口）ばあいにも、その農業からみれば相対的に高労賃た

『ノート』 三藩農業における地価形成について

一一一八

りうるし、その他の周辺の農業からみれば一層そうである可能性をもつてゐる。これは、低い農業所得一したがつて低い生活水準一を基準とした農山村の低い労賃形成、そのような農業的過剰人口とは存在形態を異にしている。かつこれらの存在形態の差異は、そこでの資本形成の差異に対応しているといえよう。

三藩農業地域のかかる性格を特徴づける二、三の点をあげておこう。

(1) 人口密度が高く、農村的であるよりも都市的である。昭和二五年(一方耕当り人口)では、福岡県市部平均二、〇六三、郡部平均四六九にたいして三藩郡九八六、佐賀郡四六六を示す。

(2) 戦前(昭和五年)から戦後(昭和二十五年)にかけて他の農業地帯(とくに佐賀郡)では農業就業労働力の増大によつて特徴づけられるが、三藩郡では逆に農業労働力の停滞(男子減・女子増)を示し、他方工業労働力の著増(とくに女子著増)を示している。これを産業別就業構成における農業比重の大きさとあわせて考えれば、戦後の人口増加の負担が農業ではなく地場諸産業に転嫁されていることを物語る。佐賀郡の動向とは全く対照的である(第14表)。

(3) 三藩地域の農業労賃水準は周辺地域に比して相対的に高い。比較的労賃水準が均等化する田植期についても、いわゆる「筑後

さん」=集団的移動労働力の給源たる三藩地域はなお要地)に次いで高い(第3図)。労働力の地元供給が多く、それだけ労賃の地域性を示すとみられる秋期労賃水準でも、三藩は佐賀とほぼ肩を並べて筑後平坦の他地域を上廻つているとみら

れる(第4図)。

かような三藩農業の近郊農業的性格、過剰人口の零細地場諸

第14表 産業別就業者の郡別比較(昭和25年)

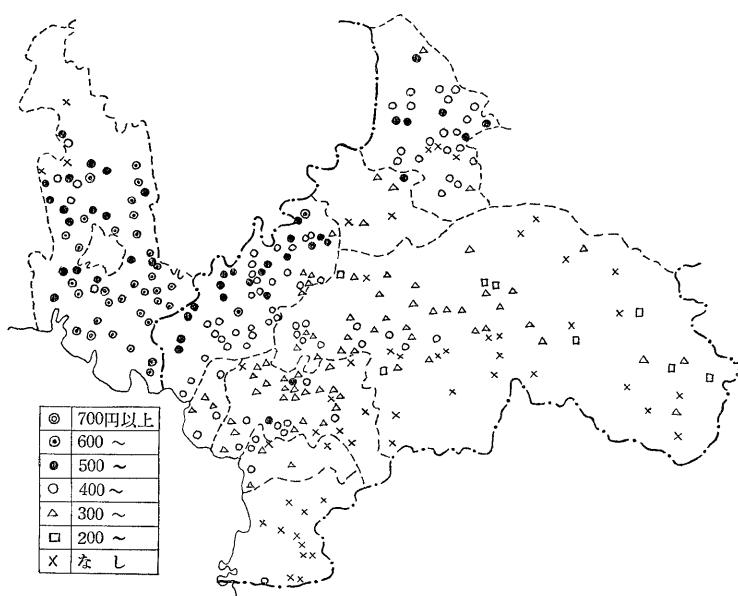
指標	三藩郡	三井郡	八女郡	山門郡	佐賀郡	
総就業者数(人)	54,783	43,857	71,325	43,568	50,645	
総就業者(農業)対比率(%)	43.29	62.9	56.17	49.15	60.10	
産業別増減率(%) (昭和5年 = 100)	総農業 数 農業 数 製造業 数 男女 男女 男女 男女	110 147 97 130 103 180	130 126 106 124 84 141	117 133 105 140 95 107	118 138 97 127 103 163	117 181 112 190 79 183

昭和5年および25年国勢調査結果より作成。

産業負担の滞留は、地価形成にとっての下層農家の第二の関連、つまりかれらの存在形態が中上層の農民的蓄積にいかに働くかの機能面を説明するものであろう。周辺の他地域に比しての相対的に高い農業労賃水準の形成は、三藩農業地域における零細農耕、過剩人口の存在のもとで專業化、機械化をなお促進したことと決して無縁ではない。労働力の特殊的排出機構を三藩農業は地元にもつているのであり、そのかぎりかかる形での下層兼業農、非農家の存在は中上層兼業農民の加工的農業を通じての農民剩余の形成を抑制することなくむしろプラスしたといえるであろう。

〔補足〕なお、右の如き過剩人口の存在形態は農産物価格を規制する限界地の役割を定めることになる。限界地はそれが農産物需要の変動に応じて生産に出入できるかぎりで限界地として機能する一つまり市場調節的価格を実現できるであろう。この点は、優良地の追加投資限界についても同様である。この限界性の保持は、小經營のもとでは、まず限界経営の条件として、とくに労働力移動が価格変動に適切に反応して行われるか否かの形で

△ノート△ 三藩農業における地価形成について



第3図 田植期日雇賃金（男・昭和29年）

昭和30年臨時農業基本調査の農業集落調査結果により各抽出集落の賃金を示す。

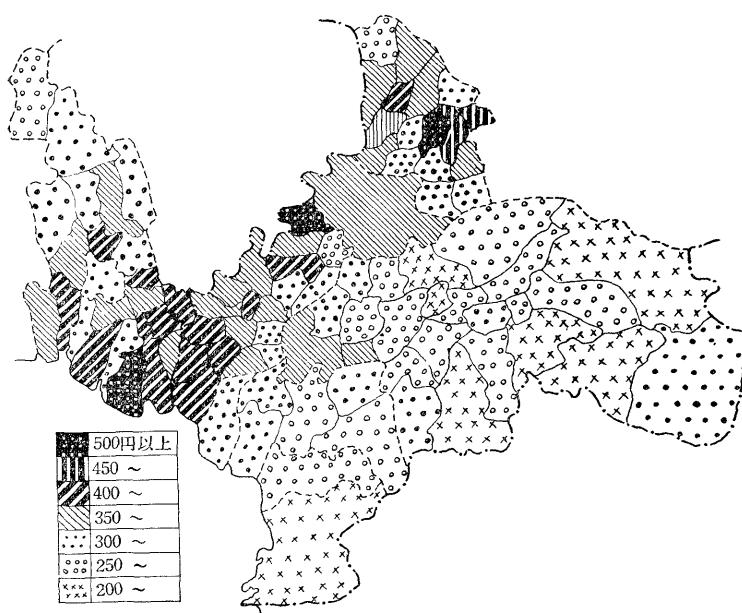
『ノート』 三藩農業における地価形成について

問題となる。三藩農業では、上述のような形で、限られた範囲であるが、この条件があるといど充されていると考えられ、その結果、中上層農民の地代形成は、そうでないばあい比して、より推進された、と考えられる。

一般に商品化率の高い作物ほど作付面積の変動が大であり、一種の価格反応を示していることは日本農業の小経営のもとでも見出されることである。個別農家経済内の商品作物の増減交替はそのような形で行われているが、農家そのものの増減・交替については事情は必ずしも同様ではなく、この場合には外部事情が大きく支配しており、農家経済が不利化しても直ちに脱農化・離村しえず、その負担・圧迫が生活水準を引下げあるいは地力収奪的となり、要するに農家経済としての自給的な経済内循環部分にしわよせされている。三藩農業では、經營耕地面積にもかかわらずそのような負担が相対的に少いといえるのである。

四、結びに代えて

以上、三藩農業における高地価形成を、主として加



第4図 秋期日雇賃金（男・昭和27年11月15日現在）
福岡県および佐賀県統計調査事務所調査。

工的農業を通じての中上層專業農民の農民剩余＝地代形成と、零細地場諸產業基準の過剰人口の存在形態とから理解しようとした。三藩農業は上層から下層農民まで零細耕地のうえに、い草加工・自営兼業を累積する形での、いわば垂直的な所得構成をもつてゐる。それは高地価を前提とし、かつ再生産するものであらう。

高地価の阻害をもつとも典型的に示すのは、転出農家の例である。三藩での經營農地を全部売却して他の地域——たとえば高地価が低い北九州工礦業周辺地帯とか熊本県とか——に転出し、そこで三藩での二～三倍の面積の耕地を購入し、なお動力耕耘機を導入して転出先ではむしろ富農的ですらある。こういつた事例が二、三ならず見出される。

また、戦後の農地改革にさいして小作地引上げが福岡県のなかでは三瀬地帯でもつとも多かつたことは、この地帯の地主制が中小耕作地主比重の高い構成を示していたことからだけで説明さるべきではないだろう。二八、九年頃から盛行した全国的な地主運動の中でも、三藩は地主組合と農民組合が対立して激烈をきわめた（例えば山野三郎「地主組合と農民組合」『新しい農業』等十卷一号所収を参照）。これらの動きは、上層の耕作地主と中下層農民による、高地価の結果として惹きおこされた、抗争——解放価格（地主採算価格）と現実価格（農民基準

価格）との開きが大きくなるほど深刻になる抗争——とみるのが当を得ているだらう。